別表十七の二（四）付表　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の２（第３項を除く。）又は第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　「支払利子等の額　⑴」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第２項第２号に規定する支払利子等の額を記載すること。

3　「支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額（⑷及び⑹に該当するものを除く。）　⑵」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号イに定める金額を記載すること。

4　「一定の公共法人に対する支払利子等の額（⑹に該当するものを除く。）　⑶」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号ロに定める金額を記載すること。

5　「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額等の計算」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の113の２第７項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する除外対象特定債券現先取引等に係るものにつき、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、同条第８項に規定する平均負債残高、当該除外対象特定債券現先取引等に係る同条第９項に規定する対応債券現先取引等に係る資産に係る同項に規定する平均資産残高、租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号ニに掲げる支払利子等の額及び当該対応債券現先取引等に係る同令第39条の113の２第19項に規定する受取利子等の額を記載すること。

6　「特定債券利子等の額　⑮」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号ホに規定する特定債券利子等（以下この記載要領において「特定債券利子等」という。）の額を記載すること。

7　「⑮のうち特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額（⑯に該当するものを除く。）　⑰」の欄は、「⑮」の欄の金額のうち、当該連結法人から特定債券利子等を受ける者の租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号イに規定する課税対象所得に含まれる特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額を記載すること。

8　「⑮のうち一定の公共法人に対する特定債券利子等の額（⑯に該当するものを除く。）　⑱」の欄は、「⑮」の欄の金額のうち、租税特別措置法施行令第39条の13の２第７項（対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額を記載すること。

9　「⑮×（95％又は25％）　⑳」の欄は、特定債券利子等の額が、国内において発行された債券に係るものである場合には「又は25％」を消し、国外において発行された債券に係るものである場合には「95％又は」を消すこと。

別表十七の二(四)の表中

税の特例との調整	関連者等に係る純支払利子等の課
別表十七(二の二)「18」	
(12)　≧　(13)　の　場　合 (12)	
(12)　<　(13)　の　場　合	
措法第66条の５の２第11項の適用の有無	

を

例との調整	対象純支払利子等に係る課税の特
別表十七(二の二)「18」又は別表十七(二の五)「21」	
(12)　≧　(13)　の　場　合 (12)	
(12)　<　(13)　の　場　合	
平成31年旧措置法第66条の５の２第11項又は措置法第66条の５の２第10項の適用の有無	

に改め、同表の記載要領第２号中「欄は、」の次に「租税特別措置法第66条の５の２第10項（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第15条の規定による改正前の」を加える。